

「通勤事情の改善がこれに相当するもの」として の承認について

(平成14年3月13日岩警第339号警察本部長)

〔沿革〕 平成15年1月岩警第80号改正

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

通勤手当に関する規則（昭和33年岩手県人事委員会規則第9号。以下「規則」という。）第4条の3に規定する「通勤事情の改善がこれに相当するもの」として従前から人事委員会の承認を受けている下記1に加え、今般、下記2及び3について人事委員会の承認を受け平成14年4月1日から適用することとしましたので通知する。

なお、今後は下記1から3までのいずれかに該当する場合に係る通勤手当の認定に当たっては、「新幹線鉄道等及び高速自動車国道の利用に係る通勤手当の取扱いについて」の通知（平成7年12月21日付け岩警発第1253号）第1第5項に基づく認定協議は必要ありません。

記

- 1 規則第4条の3に規定する「通勤事情の改善がこれに相当するもの」として人事委員会の承認を受けている区間

利 用 形 態		利 用 駅
往路利用において一関方面から盛岡方面への通勤の場合	新幹線駅間の利用	一ノ関駅 北上駅
		一ノ関駅 新花巻駅
		水沢江刺駅 盛岡駅
	在来線乗換えによる新幹線利用（北上駅乗換え）	六原駅・金ヶ崎駅 北上駅 盛岡駅
山ノ目駅～陸中折居駅 北上駅 盛岡駅		
往路利用において盛岡方面から一関方面への通勤の場合	新幹線駅間の利用	盛岡駅 新花巻駅
		盛岡駅 北上駅
		新花巻駅 一ノ関駅
		北上駅 一ノ関駅
	在来線乗換えによる新幹線利用（盛岡駅乗換え）	岩手飯岡駅 盛岡駅 一ノ関駅
帰路利用において盛岡方面から一関方面への通勤の場合	新幹線駅間の利用	盛岡駅 北上駅

- 2 新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした場合と比較し、上記1の区間の新幹線鉄道等と在来線を乗り継ぐことにより、通勤所要時間が20分以上短縮になる場合

- 3 新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした場合において、次のいずれかに該当する場合
- (1) 往路において30分以上早く通勤を開始することとなる場合
 - (2) 帰路において30分以上遅く通勤を終了することとなる場合
 - (3) 次のいずれかに該当するもののうち、新幹線鉄道等を利用することにより、通勤所要時間が20分以上短縮される場合
 - ア 正規の勤務時間の開始時刻から1時間以上早く勤務公署に到着することとなる場合
 - イ 正規の勤務時間の開始時刻の2時間前までに通勤を開始しなければ通勤できない場合
 - ウ 正規の勤務時間の終了時刻の2時間後までに通勤を終了できない場合